

ガラスびん再商品化実施契約書（見本）

<注：文中の※は、丙が運搬事業者として本契約の当事者となる場合を示す。>

財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「甲」という。）と、ガラスびん再生処理事業者〇〇〇（以下「乙」という。）及び別紙2に記載される運搬事業者（〇社、以下「丙」という。）並びに本契約で定義することの緊密な関係を有する別紙3に記載される特定再商品化製品利用事業者（以下「丁」という。）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に規定されるガラスびんに係る分別基準適合物（以下「ガラスびん」という。）の再商品化に関して、以下のとおり契約を締結する。

（契約当事者）

第1条 本契約は、以下の指定法人及び会社等を当事者とする。

甲：容器包装リサイクル法に基づき再商品化業務を行う指定法人として指定された財団法人日本容器包装リサイクル協会。

乙：第2条に基づきガラスびんの再生処理業務及び引取業務を受託する者。

丙：第2条に基づきガラスびんの引取業務又は再生処理施設間の運搬又は再商品化の行為として再商品化製品利用事業者まで運搬する業務を受託する者。

丁：乙から引き渡された再商品化製品を使用又は利用する再商品化製品利用事業者で、第17条で定義することの緊密な関係を有する者。本契約において「特定再商品化製品利用事業者」と称する。

（業務委託）

第2条 甲は、容器包装リサイクル法に基づき、甲の指定する市町村（市町村には一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村」という。）の保管施設に保管されるガラスびんの再生処理業務及び引取業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（※甲は、容器包装リサイクル法に基づき、甲の指定する市町村の保管施設に保管されるガラスびんの再生処理業務を乙に、その引取業務又は再生処理施設間の運搬又は再商品化の行為として再商品化製品利用事業者まで運搬する業務を丙にそれぞれ委託し、乙及び丙はこれを受託する。）

（法令等の遵守）

第3条 乙（※乙及び丙）は、前条により受託した業務（以下「受託業務」という。）を本契約並びに再生処理事業者登録の申請に関する書面、入札の注意事項等入札説明会配布資料、再商品化事業者説明会資料及び本契約に関して別途甲が書面で提示するその他の基準（以下これらの書面において示される条件又は基準を「再商品化に係る実施基準」と総称する。）並びに容器包装リサイクル法及び容器包装リサイクル法施行令（平成7年政令第411号）に記載され

る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の環境に関する法令及び受託業務の実施において遵守すべきその他の法令並びにこれらに関する政令、省令、告示、規則及び条例等（以下これらを総称して「関係法令」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定による再商品化に係る実施基準は、乙（※乙及び丙）における本契約に関して適用され若しくは履行されるべき条件、基準又は細則について定めたものであり、乙（※乙及び丙）は、これを関係法令及び本契約と同等に誠実に遵守しなければならない。

（再委託の禁止及び連帯責任）

第4条 乙（※乙及び丙）は、受託業務をそれぞれ自ら行うものとし、これを第三者に再委託又は名義貸ししてはならない。

- 2 ※乙は、丙の引取業務について、丙と連帯して責任を負うものとする。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、平成22年4月1日から、平成23年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が平成23年3月31日までに市町村の保管施設から引き取ったガラスびんについて、乙はその全量について遅くとも平成23年6月30日までに再商品化及び再商品化後の販売を完了しなければならない。当該再商品化及び販売が完了するまでの間は本契約の規定がその効力を有する。
- 3 前二項にかかわらず、第19条の未処理在庫品の扱いに関する規定についてはその処置又は乙による費用負担若しくは終了報告が完了するまで、第28条の秘密保持に関する規定については情報又は知識が公知となるまで、第30条の落札結果等の公表に関する規定については公表後相当の期間、第29条の個人情報の保護及び第33条の合意管轄裁判所に関する規定については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。

（予定委託数量）

第6条 本契約における予定委託数量は、別紙1のとおりとする。

- 2 予定委託数量は、市町村の予測に基づく数量であり、甲は別紙1の委託数量を保証しない。

（委託単価）

第7条 本契約における委託単価（運搬費用及び消費税等を含む）は、別紙1のとおりとする。

- 2 委託数量が予定委託数量に対して変動しても、委託単価は変更しないものとする。

（引取業務）

第8条 乙（※乙及び丙）は、別紙2に記載する保管施設におけるガラスびんの引き取り作業及び第10条に定める再生処理施設までの運搬（当該引き取り作業及び運搬を併せて、本契約において、「引取業務」という。）を行う。乙（※丙）は、引取業務の実施日時等の連絡事項及びその方法について、保管施設を管轄する市町村と事前に協議し、連絡を受けた後、再商品化に係る実施基準に定める要領にしたがい、速やかに引取業務を実施するものとする。

- 2 乙（※丙）が行う引き取りは、原則として10トン車1台程度を単位とする。ただし、乙（※

丙) は、市町村の年間の分別収集量が10トン車1台程度に満たない場合においても、年間最低1回の引き取りを行う。

- 3 乙(※乙及び丙) は、市町村と事前に協議した方法に則り、引き取り数量を検量し、その検量票を保存する。
- 4 乙(※丙) は、引き取り作業が著しく困難であると認められる場合には、遅滞なくその理由を添えて甲(※甲、乙) 及び市町村に連絡する。
- 5 乙は、別紙1の委託数量の引き取りについて、市町村に直接その数量変更、中断、中途辞退又は解除を通知或いは申し出してはならない。
- 6 乙(※丙) は、ガラスびんの引取業務及び保管を他の再商品化事業者と共同して行なってはならない。

(所有権及び管理義務等)

第9条 ガラスびんに対する所有権及び管理義務は、ガラスびんを乙(※丙) が市町村の保管施設から引き取った時に甲から乙に移転する。

- 2 乙(※乙及び丙) は、ガラスびんを善良なる管理者の注意をもって引き取り、運搬、保管する。
- 3 乙(※乙及び丙) は、ガラスびんを本契約の実施以外の目的に使用又は処分若しくは担保への提供をしてはならない。
- 4 平成23年6月30日までに再商品化又は再商品化後の販売が完了しないガラスびん及びその仕掛品については、甲が当該未処理在庫品の処置を決定するまでは、本契約の規定を適用する。

(再生処理業務)

第10条 乙は、別紙1に記載する保管施設毎に定められた再生処理施設(本契約において「再生処理施設」という。)において、本契約に基づき市町村から引き取ったガラスびんの全量について容器包装リサイクル法に基づく再商品化(本契約において「再生処理」又は「再生処理業務」という。)を実施しなければならない。

- 2 乙は、関係法令及び再商品化に係る実施基準に基づき、再生処理施設を適正に維持管理し、再生処理業務を適正に管理履行し、再商品化業務に関して合理的に必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、他の再生処理事業者と同一の事業場若しくは工場内又は敷地内で再生処理業務を行なってはならない。
- 4 乙は、ガラスびんの再商品化を行わず転売、譲渡又はその他の処分をしてはならない。
- 5 乙は、ガラスびん又はその再商品化製品を放置又は投棄してはならない。これらの予備又は未遂は、本契約の違反に相当するものとする。
- 6 乙は、再生処理施設又はその他の装置の故障等により、連続して2週間を超える期間操業ができないと思われる場合、遅滞なく甲に通知しその指示にしたがうものとする。
- 7 乙は、再生処理施設の移設、改造若しくは変更又は再生処理施設に関する許可内容に変更があるときは、事前に甲に通知するとともに、関係法令に基づく適切な手続を遅滞なくと

らなければならない。再生処理業務に関連する危険物又は可燃物の貯蔵・取扱い等に関する官公署への届出内容に変更があるときも同様とする。

- 8 乙は、再生処理業務の実施に関し、再商品化に係る実施基準にしたがい実測に基づく記録を事業場ごとに実施日に記録し、月次にまとめて本契約終了後5年間（第5条第2項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合、第16条第2項の規定による期間において再商品化製品利用製品が販売された場合、又は第19条第5項の規定により乙において未処理在庫品の処置がなされた場合にあつては、当該期間の経過後又は処置の終了後それぞれ5年間）保管する。

（分別収集品の品質改善）

- 第11条 市町村より引き取ったガラスびんの品質が甲の定める「引き取り品質ガイドライン」の基準より劣るときは、乙は、その旨を甲及び市町村に報告し、当該市町村に対し、分別収集品の品質の改善を要求するものとする。
 - 2 前項の改善要求にかかわらず市町村が分別収集品の品質を改善しないときは、乙はその旨を甲に通知するものとし、乙は甲の承諾を得ないで当該市町村に対して引き取りの中断又は拒否の意思表示をしてはならない。

（安全衛生管理責任）

- 第12条 乙（※乙及び丙）は、受託業務において、関係法令及び再商品化に係る実施基準を遵守して万全の安全衛生対策及び生活環境保全措置を講じ、健康障害、事故、生活環境保全上の支障の発生を未然に防止しなければならない。受託業務以外についても同様に関係法令を遵守して、安全衛生の確保と生活環境の保全を図るものとする。
 - 2 乙（※丙）は、市町村の保管施設に立ち入り又は作業を行う場合には、市町村の諸規則及び指示を遵守することはもとより、作業の際の安全管理等について、善良なる管理者としての注意義務をもって引き取り作業を実施する。
 - 3 乙（※丙）は、引き取りに係る事故の対処については、市町村と誠意をもって協議のうえ解決するものとする。
 - 4 乙（※乙及び丙）は、受託業務の実施中に発生した事故について、その一切の責任を負う。乙は、再生処理業務に関して健康障害若しくは事故が発生したとき、又は再生処理施設においてガラスびんの再生処理又は保管に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続きその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を所轄の官公署及び甲に届け出なければならない。

（再商品化製品の品質保持）

- 第13条 乙は、再生処理に際し、再商品化製品の品質改善に努めるとともに、甲が別途定める「ガラスびん再商品化製品品質規格」に適合するよう再生処理を行う。
 - 2 乙は、再商品化製品の瑕疵に起因して、甲、丙若しくは丁又は第三者に損害が発生した場

合には、その損害の責任を負う。

(残さ処理)

第 14 条 乙は、再生処理に伴い発生した残さを、関係法令、再商品化に係る実施基準及び甲が別途指示する方法に則り自らの責任において適切に処理する。

2 乙は、甲が要求したときは遅滞なく産業廃棄物処理に関するマニフェストの写し等、甲の求める関連書類を提出する。

(再商品化製品の販売)

第 15 条 本契約において「再商品化製品」とは、本契約にしたがい容器包装リサイクル法第 2 条に定義される「再商品化」の行為がなされたものをいう。

2 乙は、市町村から引き取ったガラスびんの全量について速やかに再生処理を行い、第 8 条の規定による引き取りから原則として 3 ヶ月以内に、再商品化製品としてそれを使用又は利用する事業者（本契約において「再商品化製品利用事業者」という。）に、乙の責任において販売又は引き渡さなければならない。

3 乙は、引き渡し未了の再商品化製品を善良なる管理者の注意をもって保管、管理するものとし、これらを不合理に在庫又は廃棄してはならない。

4 乙は、再商品化製品の安定的な販売先の確保に努め、甲の指定様式による再商品化製品利用事業者の引取同意書（以下「引取同意書」という。）を甲に提出して甲の承認を受けていない者に再商品化製品を販売又は引き渡してはならない。引取同意書未提出の新たな再商品化製品利用事業者に再商品化製品を販売又は引き渡すときは、乙は、事前に、引取同意書の原本を甲に提出しその承認を得なければならない。

5 乙は、関係法令の趣旨に基づき、再商品化製品利用事業者において再商品化製品が適正に利用されるよう再商品化製品利用事業者を指導するものとし、再商品化製品が引取同意書を逸脱して利用されたり加工することなく廃棄、転売されないよう合理的な注意を払うものとする。

6 引取同意書において虚偽記載が判明した場合、甲は当該引取同意書を無効とすることができるものとする。乙は、再商品化利用事業者から引取同意書を受領するに際し、再商品化製品の適正利用の確保のため、再商品化に係る実施基準に準拠して、再商品化製品利用事業者における利用（加工）施設とその処理能力及び再商品化製品利用製品の用途について事前に現地を確認するなど合理的な注意を払わなければならない。また、再商品化製品利用事業者による引取同意書の遵守について留意し、引取同意書に関し再商品化製品利用事業者による虚偽記載、実態との齟齬、不遵守又は違背が判明した場合は、乙は直ちに甲に報告するものとする。

7 乙は、甲が再商品化製品利用事業者について情報の提供を求めたときは、遅滞なくその要求に応じるものとする。

(自社利用)

第 16 条 乙は、自ら再商品化製品利用事業者となる（以下「自社利用」という。）場合、第 19 条に

よる甲への報告において自社利用による報告数量を裏付ける帳票類及び自社利用に係る使用計画書を報告書に添付する等、当該利用数量を証明しかつ自社利用を疎明するに足る十分な書面を提出しなければならない。

- 2 乙は、自社利用の場合、第 19 条による報告対象期間の終了から最長 3 ヶ月以内に、再商品化製品を自社利用し又は再商品化製品を原料として使用若しくは利用して製造された製品（以下「再商品化製品利用製品」という。）を販売するものとし、不合理に再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫、移管或いは廃棄してはならない。ただし、本項前段の規定による再商品化製品利用製品の販売期間については、乙がその適用除外を甲に事前に書面で申し出をなし、甲がその申し出を承諾したときはこれを適用しない。
- 3 乙は、自社利用の場合、再商品化製品の利用に係る部門又は工程間の移動又は振り替え、再商品化製品利用製品の販売及び在庫等について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後 5 年間保管する。
- 4 乙は、自社利用に併せて他の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。
- 5 乙は、甲から前各項に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応ずるものとする。

（特定再商品化製品利用事業者）

第 17 条 本契約において「特定再商品化製品利用事業者」とは、再商品化製品利用事業者であり、かつ乙との関係において次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 20%以上の議決権を、実質的に所有している場合又は所有されている場合
 - ② 持ち株会社若しくは会社法上の親会社又は議決権の過半数を所有する者を共通にする場合
 - ③ 乙の代表者の親族又は乙の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族又は当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、乙の代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
 - ④ 乙の代表者の親族、乙の役員若しくは使用人又はこれらであった者が、当該事業者の議決権を合わせて 20%以上所有している場合、又は同様に当該事業者の代表者の親族、当該事業者の役員若しくは使用人又はこれらであった者が乙に対して合わせて 20%以上の議決権を所有している場合
- 2 乙は、再商品化製品の販売先が、前項に規定される特定再商品化製品利用事業者該当する場合で本契約の当事者となっていないことが判明したとき、又は新たに該当することとなったときは、速やかに甲に通知するとともに、当該事業者を本契約当事者に加える変更契約の締結につき協力するものとする。
 - 3 乙が故意又は重大な過失により前項の通知又は協力を怠ったときは、第 24 条第 1 項第⑮号に規定する違反に該当したものとする。

(特定再商品化製品利用事業者における再商品化製品の利用等)

- 第 18 条 丁は、再商品化製品の乙からの引き取り、使用、利用及び在庫、再商品化製品利用製品の販売及び在庫について帳票に実施日及び月次で記録し、その帳票を本契約終了後 5 年間(第 5 条第 2 項の規定により延長された期間において再商品化製品が販売された場合又は第 16 条第 2 項の規定により本契約の終了後の期間において再商品化製品が販売された場合にあっては当該期間の経過後 5 年間) 保管する。
- 2 丁は、乙以外の事業者から供給された再商品化製品を利用する場合も、その利用の記録等について前項と同様に取り扱うものとする。
 - 3 丁は、速やかに再商品化製品利用製品を販売するものとし、不合理に再商品化製品又は再商品化製品利用製品を在庫或いは廃棄しないものとする。
 - 4 丁は、甲から前各号に係る情報の開示を求められたときは、遅滞なくその要請に応じるものとする。

(報告事項及び未処理在庫品の扱い)

- 第 19 条 乙は、当月に市町村から引き取ったガラスびんの数量及び再商品化製品利用事業者へ引き渡した再商品化製品の数量を、それぞれ甲が定めた「引き取り実績報告書」及び「再商品化製品販売実績報告書」の様式に従い、翌月 5 日までに、甲に報告する。このとき、乙は、再商品化製品を再商品化製品利用事業者に引き渡した証として、甲の定めた「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、再商品化に関する 1 ヶ月分の明細について、別途甲が定める書式に記録し、翌月 5 日までに甲に提出する。
 - 3 平成 23 年 6 月 30 日までに本契約に基づくガラスびんの再商品化及び再商品化後の自社利用又は販売若しくは引渡しを完了することが困難であると判明したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知しなければならない。
 - 4 第 1 項及び第 2 項の報告又は前項の通知の内容に鑑み乙が平成 23 年 6 月 30 日までにガラスびんの再商品化及び再商品化後の自社利用又は再商品化製品の販売若しくは引渡しを完了させることが困難であると甲が判断したとき、又は乙に対する行政処分若しくは乙の経営上の重要な変更により本契約の履行を乙が中断し若しくは途中で辞退したとき、又は第 24 条の規定に基づき本契約が解除されたとき、再商品化製品の引き渡し未了の在庫、半製品、仕掛品及び乙が再商品化を完了していないガラスびんの在庫(本契約においてこれらを「未処理在庫品」という。)について、甲はその判断により再商品化に必要な処置又はその他の適切な処置を自らとり又は第三者に委託し若しくは乙に必要な処置を取ることを要求することができるものとする。この場合、乙は甲が選択した処置に遅滞なく協力しなければならない。
 - 5 前項の処置を取ることによって甲若しくは乙又は第三者に新たに発生した費用は乙の負担とする。また、乙において必要な処置を取ることにした場合、乙は本契約に準じた適正な処置を遅滞なく終了させ、甲に書面で終了報告をしなければならない。
 - 6 第 3 項に規定する通知を乙が怠ったことによって、又は乙の不正若しくは虚偽の報告によ

って、又は第4項に規定する甲の要求に正当な理由なく乙が従わないことによって生じた、未処理在庫品の再商品化等に要する費用は、乙の負担とする。

- 7 甲は、乙の再商品化製品に関して、その用途、品質状況及び環境負荷情報（残さの処理方法等）並びに再商品化製品利用事業者における最終的利用状況等について乙に対し報告徴収をすることができるものとし、乙は甲の要請に応じて遅滞なく書面で甲に報告し、必要に応じて品質データを甲に提出するものとする。

（現地検査）

第20条 甲は、必要があると認めるときは、本契約の履行に関する検査のため、乙、丙及び丁の事業所及び再生処理施設、その他の施設に甲又は甲の代理人が立入り、現地検査を実施することができるものとする。この場合において、現地検査の実施を求められた事業者は当該現地検査を拒否、妨害若しくは忌避又は現地検査に対する不答若しくは虚偽の報告をしてはならず、受託業務及び再商品化製品について甲又は甲の代理人による関係帳票類の閲覧、複写、再生処理施設及びその他の関係施設等の検査、撮影、再生処理施設の稼働状況の確認、再商品化製品の品質検査等、受託業務及び再商品化製品に関する検査並びに調査に協力するものとする。

- 2 第17条2項により本契約の当事者となるべき特定再商品化製品利用事業者が未だ本契約を締結していない状況において、甲が必要であると認めるときは、乙は、甲又は甲の代理人が当該特定再商品化製品利用事業者に対して前項の趣旨の現地検査ができるようその承諾を得る等、甲に協力するものとする。

（委託料及び支払条件）

第21条 甲は、第7条に定める委託単価に、各々次の計算式により算出した数量を乗じた金額（1円未満は切捨て）を、第19条の報告が各月の5日までに行われ報告内容が適正と認められた場合には、支払い対象数量について当月末までに委託料として乙が指定する乙名義の銀行口座へ一括して支払う。このとき、振込み手数料は乙の負担とする。また、報告内容に疑義が生じた場合は確認がとれるまで甲は金利を付することなく支払いを保留することができるものとする。

- ① 再商品化製品がガラスびん原料の場合の支払対象数量

再商品化製品利用事業者に引き渡した数量

甲が定める再商品化率（平成22年度は94%）

- ② 再商品化製品がガラスびん原料以外の場合の支払対象数量

再商品化製品利用事業者に引き渡した数量

甲が定める再商品化率（平成22年度は95%）

- 2 前項で算定した結果の金額がマイナスになった場合、乙は甲の指定する甲名義の銀行口座に当月末までに当該金額を一括して支払う。なお、振込み手数料は乙の負担とする。
- 3 平成23年3月31日までに市町村の保管施設から引き取ったガラスびんであって同日までに再商品化が完了していないガラスびんについては、市町村から引取った旨の「引き取り実績報告書」が同年4月5日までに乙から甲に提出されかつ同日までに乙へ引き渡した旨の

「引き渡し実績報告書」が市町村から甲に提出され、乙が同年6月30日までに再商品化し、かつ同年7月5日までに「再商品化製品販売実績報告書」及び「再商品化製品受領書」に再商品化製品利用事業者の「引取り伝票」の写しを添えて甲に提出したガラスびんについてのみ甲は乙に委託料を支払う。

(丙への送金)

- 第22条 ※委託料のうち運搬費用に係る丙の持分につき、丙はこれを乙が乙の名義をもって受領することを本条により乙に委任する。また、当該受領に関して、乙若しくは丙における事情変更又は乙丙間にいかなる紛争が発生したとしても乙丙間にて解決し、一切甲に迷惑をかけるものとする。
- 2 ※委託料の金額の如何にかかわらず、委託料は運搬費用に係る丙の持分を全て算入したものとして扱い、前項を適用する。
 - 3 ※乙は、甲から委託料の振込みを受けたとき又は乙が当該委託料を本契約上甲に支払うべき期日に至ったときは、運搬費用に係る丙の持分を丙が指定する銀行口座に直ちに振込まなければならない。

(措置規程の適用)

- 第23条 本契約当事者においてなされた本契約履行上の不適正行為又は違反行為等について、甲は当該事業者に対し、別途定める「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」(以下「措置規程」という。)による措置を講ずるものとする。
- 2 乙又は丙が過年度又は前年度において再商品化事業者(再生処理業務又は引取業務に携わる事業者)として甲との間において再商品化実施契約の締結事業者であったときは、本契約年度前における不適正行為についても措置規程に基づく措置が適用されるものとする。

(契約解除)

- 第24条 甲は、乙又は丙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該当事者に対し何らの通知を要することなく当該当事者に係る本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ① 支払いを停止したとき、又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申し立てをしたとき又は申し立てを受けたとき
 - ② 約束手形・小切手又は引き受けた為替手形が不渡りになったとき
 - ③ 仮差押、仮処分等の保全処分を受けたとき、又は競売の申し立てを受けたとき
 - ④ 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - ⑤ 官公署から業の許可の取り消し、30日以上期間の事業停止、廃棄物処理施設設置許可の取り消し又は施設使用停止等の行政処分を受けたとき
 - ⑥ 経営上の重要な変更によって本契約の履行が困難となったとき
 - ⑦ 甲に対する報告において虚偽又は不正をなしたとき、その他重大な背信行為があったとき
 - ⑧ 再生処理業務上の重大事故を生じたとき、その他安全衛生上の事故を多発したとき又は生活環境保全上の支障があることを官公署により判定されたとき

- ⑨ 甲による現地検査の執行を拒み、妨げ若しくは忌避したとき又は現地検査における不答弁若しくは虚偽の報告をなしたとき
 - ⑩ 措置規程に基づく登録停止措置が適用されたとき又は措置規程に基づく甲の業務改善指示に合理的期間内に従わなかったとき
 - ⑪ 甲の事前の承諾なしに本契約の契約上の地位を第三者に譲渡し又は移転したとき
 - ⑫ 他の者又は事業者に対し、本契約又は関係法令又は関係法令に基づく処分若しくは命令の違反となる行為をすることを要求し、依頼し、唆し違反行為を実行させ又は当該違反行為を幫助したとき
 - ⑬ 事業者登録規程に定める欠格事由に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき
 - ⑭ 事業者登録規程に違反していることが判明したとき又は違反することとなったとき
 - ⑮ 本契約の条項への重大な違反があるとき
 - ⑯ 第21条に定める支払い義務を一回でも怠ったとき
 - ⑰ その他本契約の履行又は本契約の目的達成が困難となったとき
- 2 甲は、前項各号のほか、乙又は丙が関係法令の規定に違反したとき若しくは適合しないとき又は関係法令に基づく行政処分に違反したとき又は再商品化に係る実施基準に違反したとき若しくは適合しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(契約上の地位の譲渡及び債権債務の譲渡禁止)

第25条 乙及び丙は、受託業務に関する権利若しくは義務又は地位を、書面による甲の事前の承諾なしに第三者に事業譲渡、会社分割、合併などその態様の如何を問わず、譲渡し、移転し又は承継させてはならない。

- 2 乙及び丙は、書面による甲の事前の承諾なしに、甲に対する債権債務を第三者に譲渡してはならない。

(損害賠償)

第26条 本契約に違反して相手方に損害を与えた当事者は、その損害の賠償をしなければならない。ただし、機会損失、逸失利益などの間接損害、派生的損害については賠償の責を負わないものとする。

(通知)

第27条 乙又は丙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、当該当事者は直ちにその旨を書面により、甲に通知し、必要に応じてなされる甲の指示にしたがうものとする。なお、乙及び丙は、第⑥号又は第⑦号に記載する事項の実施にあたっては、事前に甲の承諾を得るものとする。

- ① 氏名又は商号などの名称変更をしたとき
- ② 代表者の氏名又は本店の住所の変更をしたとき
- ③ 第24条第1項の各号の一に該当するとき又はそのおそれのあるとき
- ④ 第24条第2項に該当するとき又はそのおそれのあるとき

- ⑤ 会社法上の組織変更をしたとき
- ⑥ 合併をしようとするとき又は再生処理業務に係る事業を会社分割若しくは事業譲渡しようとするとき
- ⑦ 廃業又は解散をしようとするとき
- ⑧ 官公署による行政処分を受けたとき

(秘密保持)

第 28 条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、再商品化に係る施策上の必要情報として国の機関から要請され当該機関に提出するもの、弁護士法に基づく照会によるもの、その他の法令に基づく調査嘱託若しくは捜査関係事項照会によるもの又は法律上の権限のある官公署により法令に基づく開示を命じられたものについては、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 29 条 本契約当事者は、本契約に関して入手した個人情報（平成 15 年 5 月 30 日・法律第 57 号「個人情報の保護に関する法律」において定義される情報をいう。以下、本条項において同じ。）を、その開示について事前の承諾がある場合又は本契約若しくは法令に基づく場合を除き、第三者に開示、提供してはならない。

- 2 甲は、本契約の実施において本契約当事者の個人情報を甲の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用するものとし、甲の業務委託先に開示しその取り扱いを委託し、又は本契約に関連して国の機関若しくは地方公共団体からなされた要請に協力するため必要な限度において開示、提供することができるものとする。

(落札結果等の公表)

第 30 条 甲は、再商品化委託の入札に関し、乙の名称、工場名、所在地、落札特定分別基準適合物の種類、落札数量、落札単価、再商品化手法並びに落札市町村名及び保管施設名など落札結果を公表することができる。

- 2 甲は、第 23 条の規定による措置を講じた場合において、公表することが適切と甲が判断する場合、措置の対象事業者名、代表者名、所在地、不適正行為の概要、講じた措置の内容及び時期等について公表することができるものとする。

(権利の不放弃)

第 31 条 本契約に定めるいずれかの条項における権利を甲が行使又は実施しない場合でも、かかる条項又はその他の条項に基づく権利を甲が放棄したと解されるものでない。

(協議事項)

第 32 条 本契約当事者は、本契約の記載事項について疑義を生じた場合、又は本契約に記載のない事項については、誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとする。

(合意管轄裁判所)

第 33 条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約は、電磁的記録にて作成され、本契約当事者は、本契約締結の証として各々これに電子署名するものとする。ただし、丙については、別途提出された「電子入札・再商品化実施契約締結委任状」、丁については、別途提出された「再商品化実施契約締結委任状」に基づき、それぞれ乙が代理人として電子署名する。

平成 年 月 日

甲：東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル
財団法人日本容器包装リサイクル協会
理事長

乙本人として、丙丁代理人乙として：

住 所
商 号
代表者

<別紙 1>

<別紙 2>

<別紙 3>